

令和7年12月期 和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所：和泊町役場 議会議場 令和7年12月23日(火) 午前9時00分～

2. 出席者：

農業委員(14名)

野村会長 加納委員 大福委員 大里委員 松田委員 三島委員 今井委員 東委員
山田(定)委員 榮委員 山田(兼)委員 皆吉委員 村山委員 川畑委員

推進委員(6名)

山田(隆)委員 新里委員 里村委員 亘委員 大江委員 前田委員

欠席者：

早川委員 田浦委員 久富委員 平委員

3. 議事日程

- (1) 議案第39号 地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)の変更について
- (2) 議案第40号 農用地利用計画変更に関する承認について
- (3) 議案第41号 農地法第5条の許可の取り消しについて
- (4) 議案第42号 農地法第3条の規定による許可について
- (5) 議案第43号 農地法第5条の規定による許可について
- (6) 議案第44号 農地中間管理事業の貸借に係る農用地利用集積等促進計画(案)について
- (7) 議案第45号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について
- (8) 議案第46号 農地のあっせん申出の取下げについて
- (9) 議案第47号 非農地証明書の発行について

4. 報告

- (1) 合意解約に関する報告について
- (2) 農地法3条の3第1項の規定(相続)による報告

5. その他

- (1) 農地のあっせん申出書(借りたい)
- (2) 農業者年金制度説明及び推進についてのお願い
- (3) 次期総会について
日 時：1月23日(金) 午前9時～
場 所：和泊町議会議場(役場2階)
議案締切り：1月15日(木)
現地確認：1月16日(金) 午後1時30分～
議案発送：1月20日(火)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先田 資秀

事務局主査 先山 照子 制作者 辻井 理恵

○先田局長

おはようございます。本日の総会を始めたいと思います。
本日の出席人数は14名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立します。
それではただいまより、令和7年12月期和泊町農業委員会定例会を開催します。
はじめに会長の挨拶をお願いします。

○野村会長

前回より大きな会議に呼ばれたことはなく、私と先田局長と今井委員で公有財産評価
審議会というのに呼ばれて行きました。以上です。

○先田局長

ありがとうございます。
それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第5条により、議長は会長が務めること
になっておりますので、会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○野村会長

審議に入る前に、抵当権設定されている畑の扱いという紙が配布されていますので、
事務局から説明をお願いします。

○先田局長

抵当権の設定されている畑の扱いということで、今までですと1番の全て受けない
ということで、仮に抵当権が設定されていると、すべて受けないというのがこれまでの取
り扱いでした。理由としましては、万が一あっせんをかけて、抵当権を実行された時の
問題があるので今までは受けないということでした。これについては最近のものよりも
明治・大正の古い抵当権がついているものについても、すべて受けないという状態だっ
たのですが、本当にそれでいいのかということもありまして少しまとめたところでは

2番の場合によって受けるということで、最初に抵当権を設定した団体等が存在する
場合、これは最近の抵当ということになります。設定した団体が存在する場合につい
ては、所有者に抵当権を抹消するようをお願いしまして、抹消をしない場合、もしくは
できない場合は受けないということですね。これが1つ。

続いて設定した団体等が存在しない場合。特に古い明治・大正期の抵当権は消滅時効
が通常10年ですが、消滅時効が成立するということが実行されることがないというこ
とがほぼ確実ですので、それについては受けてはどうかということです。

この次に記載しました、抵当権自体に消滅時効はなく、非担保債権が弁済期(返済期
限)から原則10年で時効消滅し、その結果、抵当権の行使不能となり抹消の対象とな
りますが、登記簿からは自動的に消えない。登記簿から消すためには、裁判所の判断が
必要ということになっています。これについては、行政書士にお願いして最短でも3ヶ月
から6ヶ月ほど期間がかかるということで、費用についても、司法書士、弁護士の費用
が最低でも20万から40万ほどかかるということです。費用については案件により差
があるようですが、大体この程度かかるということです。その返済の期限ですが、登
記簿に期限の記載がない場合は設定日または貸付日から合理的に推認ということです。
明治・大正期の登記は弁済期末記載が大半になっていて、実務上は設定の日から10年
以上経過した時点で時効が完成と扱われることが多いそうです。

抵当権とは？については、後で読んでいただきたいと思います。

この設定した団体等が存在しなくて、弁済から10年を過ぎれば、もう実行されるこ
とはほぼないということで、この場合は、あっせんを受けてもいいのではないかと
いうふうな考えているところです。それについても後日、仮にですが問題になるようなこ
とがないように、売買契約書に次の条文を追加してはどうかと考えています。

条文を読み上げます。

本契約農地について、売り主及び買い主は登記簿上抵当権が設定されていることを相互に確認した。本契約に関して将来何らかの問題又は紛争が生じた場合には、売り主及び買い主で相互に誠意をもって協議の上、これを円満に解決するものとする。

普通でしたら売買契約、契約書認印でしたが、この抵当権のある契約については、実印でまた双方の印鑑証明書を添付していただくようにしてはどうかということで、一応これは弁護士の方にも少し相談して、確認はとっているところです。

農業委員会があっせんすることについての案件ですので、個人間の売買については、関わるができないので、その場合は抵当権がついていても、個人間ではできるということで、あくまでも農業委員会としてあっせんする場合ということになります。説明は以上です。

○野村会長

今の説明で何か疑問とか聞いてみたい事はありませんか。確認したいことありませんか。山田(隆)委員どうぞ。

○山田(隆)委員

売り買いだけでなく、貸し借りの場合もこれは同じですか。

○野村会長

貸し借りは関係ない。売買の場合です。

○先田局長

公社での売買は仮登記がついている場合はできないということです。その場合は3条で進めることはできます。

○三島委員

2番の場合によって受ける抵当権を設定した団体等が存在する場合、抹消するように指導と書いていますけども、これ指導じゃなくて抹消した後はあっせんをしてもいいのか。そういうことですよ。

○先田局長

抹消してくださいと指導した後、抹消後にあっせんを受付できるということです。

○三島委員

抹消完了後にあっせんするということですね。

○先田局長

はい。そうです。

抵当権を設定した団体が存在しない場合で受けて、なおかつ、売り主・買い主ともに、抵当権がついているということを確認了承後、契約するということですね。

○野村会長

他にありませんか。

○亘委員

抹消とはなっているのですが、登記簿からは弁護士や司法書士を通じて消さないといけないのですが、登記簿上には抹消済みと記載されるのですか。

○先田局長

抹消済みと書かれます。

○野村会長

他にはありませんか。こういう条件をつけたとしても、公社での売買は受けることはできません。個人売買になります。他に質問がなければ、1番のすべて受けない、いろんな条件があったとしても抵当権有はすべて受付しないに賛成の方、挙手をお願いします。これは推進員の方も各集落にあると思いますのでお願いします。

(挙手なし)

1番は挙手なし。

それでは2番の抵当権を設定した団体が存在する場合で、抹消しない場合は受けない。明治・大正時の設定した団体がいない場合は以下の文面を入れて扱っていきましょうということで、賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

はい。賛成多数という事ですので今後はそのようにしていきたいと思います。

それでは、会議に入っていきます。

議事録署名員の山田(兼)委員、皆吉委員と私の3人でいきたいと思います。

それでは議事に入ります。

議案の第39号。地域計画の地域農業経営基盤強化促進計画の変更について。説明をお願いします。

○経済課名越係長

おはようございます。経済課の方で地域計画の担当をしております名越です。議案第39号の地域計画の変更についてご説明させていただきます。今回、国頭字と出花字から転用したいということで、地域計画の変更の手続きが出ました。国頭字から国頭前牧〇〇。畑。106㎡。国頭前牧〇〇。畑。552㎡。合計2筆で658㎡。場所については地図でわかりにくいので口頭で説明させていただきます。国頭字研修館とガソリンスタンドの間に挟まれたサトウキビ畑です。現在売地という看板が立っていて、そちらをサトウキビの収穫後に売買をして、駐車場を建てるということで、変更の手続きが出ております。これに伴いまして地域計画で載せております農用地面積の方が、マイナス0.1haとなります。

続いて、出花字の場所です。出花竹山〇〇。畑。640㎡。こちらは出花字から西原字の県道向かって左側の倉庫の隣になります。地図を見ていただいた方がわかるかもしれませんが、地域計画の計画段階では耕作者は不明で検討中の色がついてない場所になっておりますが、一応地域計画の中に入っておりますので外さないといけません。こちら聞いた話、無断転用をされているということなので、正しい手続きをしたいということで、地域計画から外して、転用というお話を伺っております。これに伴いまして出花字の地域計画に載せております農用地面積がマイナス0.1haとなります。以上となりますので、ご審議をお願いします。

○野村会長

1番から何か質問ありますか。

(なしの声)

2番は質問ないですか。

(なしの声)

よろしいですか。では1番と2番と採決同時に取りたいと思います。許可をして、賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

賛成多数ですので、許可をしたいと思います。

○名越係長

採決ありがとうございました。もう1件、経済課としてお願い事があります。現在、新規就農者を含めた担い手の担当もしております。本日、皆さんのお手元に新規就農者一覧表ということで、令和7年から過去5年間で新規就農された方の名簿をお渡ししております。皆さん新規就農されるときに、経営開始資金など国の支援を受けて、就農しています。最近、少し経営が心配な方もいらっしゃるようで、新規就農者の方は経営開始資金で3年間、国からの支援でお金がもらえるのですが、その後、引き続き5年程就農していないと、支援されていたお金を一括返済しないといけなくなります。現在、少し心配な方がいる状況です。経済課としては新規就農者をサポートするために、町と県と認定農業者や農協などと協力してサポートする体制を目指しているのですが、なかなか難しく、サポートが追いついていない状態です。指導農業士の方もいらっしゃいますが、なかなか指導農業士の方も、年に1回しか会えないということでした。その時に新規就農者の方も相談されているのですが、もっと身近に、ちょっと疑問に思ったときに、すぐ質問できる環境を作りたいなと思ひまして、ぜひ皆さんにご協力いただいて、このすぐちょっと話をさせていただくような環境づくりをお手伝いしていただけないかなと思って本日、お願いに参りました。親子で就農の方は心配ないと思っていたのですが、中には少し、親子関係が上手くいなくて、相談できない方とかもいるみたいです。そういう方の親には聞けないけど、身近な農業委員の方や推進委員の方に聞けるといふ環境を作りたいと思っていますのでご協力お願いします。また、新規就農者の方で畑を借りたいという方の希望が多く、農地の提供も農業委員の方の仕事の中にありますし、あとは、新しく作物を作る時に農機具が欲しいけど新品は高くて買えない。という相談も結構あります。そういう時に、今後離農する方や、農業されている方でまだ使えるけど新しく機器や農機具を入れ替えるので前の機器が不要になる、などという情報があれば、教えていただけたらと思います。一応、離農する農家は農協に確認したらわかるということなのですが、農機具に関しては個人間でされているので、譲ってもいいなどの情報はなしとの事で、皆さん年に1回農家の皆さんのところを回って話を聞く時に、畑貸してもいいよとか農機具も譲りたいという話があれば、ぜひ情報提供していただきたいと思います。お仕事増えるとは思いますが、ご協力の方よろしくお願ひいたします。以上です。

○野村会長

今の話で質問とかないですか。

(なしの声)

私の方から。3年支援してもらってその後、5年間農業をしていかないと返金が発生してきますので、それに対して我々は少し気をつけてみて欲しいということです。自分の集落の新規就農者にできれば指導もして欲しいのですが、なかなかできないこともあ

ると思いますがよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

(名越係長 退出)

それでは次にいきます。議案の第 40 号農用地利用計画変更に関する承認について。農業振興地域の整備に関する法律第 13 条の規定による農用地利用計画変更について申出を受理したので、次のとおり審議をお願いします。説明をお願いします。

○先山主査

今回 1 件、農用地利用計画変更申出が出ております。

整理番号 1、計画は用途変更。土地の所在が出花字竹山〇〇。畑。面積 640 ㎡。小作地。申出人が出花字の〇〇氏。渡人は神戸市西区在住の〇〇氏。変更又は譲渡理由、農業用資材置場。ということで所有権移転を伴います。対価は全面積で〇〇円。場所はスクリーンをご覧ください。

(スクリーン参照)

農業振興地域計画で、農用地区域内の農地。今回は農業用の施設に用途を変える用途変更。除外ではありません。この計画が変更決定した後に転用の申請が上がってくる予定です。現地の写真をご覧ください。手前が出花字集落で向かって上が西原に行く県道沿いになります。見た目です。石がゴロゴロしているところです。こちらは無断で資材置き場となっております。周辺は道路に隣接しております県道沿い。周りは全部畑で 10ha 以上広がりのある農用地区域内。農地区分転用でいきますと、農用地区域内農地ですね。この変更を完了した後は転用でも、農業用利用計画指定用途として転用ができますので、来月か再来月に申請者が申請してくると思ひます。添付資料は、申し出の写しと全部事項証明書の写しと配置図、平面図も添付があります。事業計画は、無断転用を先にしておりますので、そのままにしておくのと良くないので、農業委員の農地パトロールや、行政措置といたしまして、始末書付きで、救済措置の追認制度を活用して、本人の始末書付きで審議していただきたいと思ひます。始末書の方はお目通し願ひます。今後はこのようなことがないように和泊町農業委員会及び地区の農業委員と相談し農地法を遵守いたしますので、貴会の寛大な措置をよろしくお願ひいたしますということで。

○野村会長

今の質問ありますか。

○先山主査

補足ですが、平成 30 年で貸し借りの終期後、所有者から売りたいという申し出がありました。毎年 1 年間の契約を継続していましたが、でも畑ではないということで、農地パトロール時に非農地判断もしました。継続していた契約も終わり、現在の状況です。

○大福委員

該当する土地は非農地ということなら農地法の縛りはないので変更届とかはいらないのではないですか。

○先山主査

農業用等の農業振興地域内の整備に関する法律で転用とはまた別です。こちらは農用地区域内なので除外はできませんので残しておきます。難しいところですが、10 年お

きに農業振興地域の全体見直しの時に、外していかどうか話し合いをして、外す計画をします。個人的に個々での変更はできないので、除外はできません。個人的にこういう形で申請が上がってきた時、個人で申請、10年おきに全体見直しの時にしか、農用地区域内から外すことはできませんので。その辺をよろしくお願いします。なので、毎回非農地判断とかをする時、実際には農地としては使えないが農用地区域内から外すことはできませんのでそのまま残しておきます。全体見直しの時に再度見直しをするという形になりますので、よろしくお願いします。

○野村会長

よろしいですか。他に何かありますか。

(なしの声)

では、採決をしたいと思います。許可をして賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

賛成多数ですので許可をしたいと思います。それでは次にいきます。

議案の第41号。農地法第5条の許可指令書の取消し願いについて農地法第5条の許可指令書の取消願を受理したので審議をお願いします。説明をお願いします。

○先田局長

申請番号1番、土地の所在が喜美留字波取〇〇。畑。面積409㎡。渡人が喜美留字の〇〇氏。転用の目的が、一般住宅の農機駐車場。所有権の移転に伴って受人が兵庫県在住の〇〇氏。取り消しの理由としまして、実家を相続しセカンドハウスを建てたということです。詳しく説明すると、当初、この場所にセカンドハウスを建てる計画を進めておりましたが間近になり、父よりまだ元気でもうしばらく農業していきたいと反対されたため家を建てる計画が、引き伸ばしになっておりましたということです。現在は実家を相続して家を建てたということでこの5条の許可を出したものについて取り消しをお願いしますということです。許可の指令が平成24年11月26日に許可をしております。場所が喜美留字の警察住宅の近く和泊中学校の方に来た場所になります。現在ですがほぼもう不耕作できちんと管理はされていないような状態。去年も見に行きましたが同じような状態でした。説明については以上です。

○野村会長

質問を受けたいと思います。大里委員、説明は以上でよろしいですか。

○大里委員

はい。

○今井委員

この5条の許可処分の取り消しというのは、畑に戻して所有者も〇〇氏になるということですか。

○先田局長

はい。そうなります。本来でしたら受人の〇〇氏から渡人の〇〇氏に変わるのが本質なのですが、渡人の〇〇氏が現在農業をされていないということで調べたいと思います。本来でしたら返すのが筋になります。

○今井委員

はいわかりました。

○村山委員

よろしいですか。取り消しの理由の中に、実家を相続してセカンドハウスを建てたとありますが、結局ここに家が建っているのですか。

○先田局長

この場所ではなく、実家のあった所に新しく建てたようです。この場所そのまま現在は畑の状態です。

○野村会長

他に質問ありますか。

(なしの声)

ないようなので、許可の取り消しですので、賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

賛成多数ですので許可をしたいと思います。

はい次にいきます。議案の第42号農地法第3条の規定による許可について、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので次の通り審議をお願いします。説明をお願いします。

○先田局長

申請番号1番、有償の所有権移転。畑の所在地が後蘭前田川〇〇。畑。農振農用地。面積2,249㎡。渡人が神奈川県横浜市在住の〇〇氏。受人が知名町在住の〇〇氏。個人間売買。調査委員は前田委員です。受人〇〇氏については、仕事を退職されて今現在、馬鈴薯を中心に経営されているということです。

申請番号2番、有償の所有権移転。畑の所在地が畦布船島〇〇。畑。農振農用地。面積700㎡。他1筆。合計2筆。総面積1,150㎡。渡人が兵庫県明石市在住の〇〇氏。受人が畦布字の〇〇氏。農業委員のあつせん。調査委員は三島委員です。

申請番号3番、有償の所有権移転。畑の所在地が出花曲窪〇〇。畑。農振農用地。面積1,855㎡。他4筆。合計5筆。総面積8,781㎡。渡人が兵庫県神戸市在住の〇〇氏。受人が出花字の〇〇氏。個人間売買。調査委員は三島委員です。

申請番号4番、有償の所有権移転。畑の所在地が出花金原〇〇。畑。農振農用地。面積410㎡。渡人が岡山県倉敷市在住の〇〇氏。受人が出花字の〇〇氏。個人間売買。調査委員は三島委員です。

申請番号5番、有償の所有権移転。畑の所在地が大城洲田〇〇。畑。農振農用地。面積1,599㎡。渡人が大阪府大阪市の不在者財産管理人弁護士の〇〇氏。畑の所有者が行方不明で生死不明の為、弁護士の〇〇氏が申請を上げております。受人が大城字の〇〇氏。個人間売買。調査委員は山田(兼)委員です。

申請番号6番、有償の所有権移転。畑の所在地が大城瀬利覚田〇〇。畑。農振農用地。面積686㎡。渡人が先程と同じで、大阪府大阪市の不在者財産管理人弁護士の〇〇氏。受人が大城字の〇〇氏。個人間売買。調査委員は山田(兼)委員です。

申請番号7番、無償の所有権移転。畑の所在地が出花曲窪〇〇。畑。農振農用地。面積975㎡。他1筆。合計2筆。全面積2,066㎡。渡人が出花字の〇〇氏。受人が手々知名字の〇〇氏。息子への贈与。調査委員は川畑委員です。

申請番号 8 番, 有償の所有権移転。畑の所在地が内城川根〇〇。畑。農振農用地。面積 1,122 m²。渡人が内城字の〇〇氏。受人が内城字の〇〇氏。農業委員によるあっせん。調査委員は村山委員です。こちらは先月の総会で保留になっていた件です。

以上の申請は農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないと思われるため、許可要件をすべて満たしていると思われます。審議をよろしくお願いいたします。

○野村会長

申請番号 3 番と 4 番を先に審議したいと思います。議事参与の制限に該当すると思われますので、川畑委員退席して下さい。

(川畑委員 退席)

それでは申請番号 3 番, 質問ありませんか。

(なしの声)

次, 申請番号 4 番, 質問ありませんか。

(なしの声)

ないようなので, 申請番号 3 番, 4 番を同時に採決します。許可をして賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

賛成多数ですので, 許可したいと思います。

(川畑委員 着席)

○野村会長

申請番号 1 番。前田委員お願いします。

○前田委員

申請番号 1 番の渡人〇〇氏は受人〇〇氏の奥さんの兄妹です。受人〇〇氏は知名の農業委員もされていて, 畑を見に行きましたが, 綺麗にバレイショも植えていたので, 問題ないと思います。以上です。

○野村会長

申請番号 2 番。三島委員お願いします。

○三島委員

申請番号 2 番の受人〇〇氏がみなしで耕作されており, そこで売買が成立しました。畑は, 畜産農家なので牧草地としてちゃんと管理されております。問題ないと思います。

○野村会長

申請番号 5 番, 6 番。山田(兼)委員お願いします。

○山田(兼)委員

申請番号 5 番は, 現地確認と聞き取り調査を行って, 受人〇〇氏が借りるまでは固く

土質も悪い使い道がない畑だったそうです。借りた時点で、60数台分の赤土を入れ、土壌改良して使っているそうです。受人〇〇氏は現在、27町程の耕作面積を従業員15人で一生懸命頑張っています。バレイショ、切り花農家で、問題はないと思います。

申請番号6番の畑は、私も毎年、耕畜連携で使わせてもらっています。バレイショの後に、そのうち約3畝以上は使えません。なぜかという、水はけが悪くて、ロータリーも最低3回はかけます。そういう土地からバレイショは枕地部分には植えておりません。そういう畑ですから、おそらくこの値段だと思います。受人〇〇氏はバレイショと車の整備の兼業農家です。一生懸命頑張っていますのでよろしくお願いします。

○野村会長

申請番号7番。川畑委員お願いします。

○川畑委員

申請番号7番は渡人〇〇氏から息子の受人〇〇氏への所有権移転ということで、受人〇〇氏は現在役場で勤務されていますが、3月に定年で現役から外れるということで、農業をするということです。今もサトウキビを作っています。現在、身内がこの畑をしています。受人〇〇氏自身もやっていく話をされておりました。以上です。

○野村会長

申請番号8番。村山委員お願いします。

○村山委員

申請番号8番の畑は先月保留になりまして、今回また出てきたのですけども。渡人〇〇氏の親の代に協力金をもらった圃場で、これが引かかったので前回保留になりました。まだ返金など計算ができてないような状態だと思いますけども、事務局の方には終わらない段階で進めていいのか尋ねたいです。別に受人〇〇氏がこの畑を買うのには支障はないと思います。以上です。

○野村会長

はい。わかりました。お金の返金が成立してないときにこれを進めていいかということですよ。前回、返金が生じる事を私と村山委員と事務局長とで渡人〇〇氏に話をしにいきました。渡人〇〇氏は、いいですよと、今持っていてもいいですよっていうぐらゐの返事もらったのですけど、正式な請求書がまだ発行されてないということで、完全に成立してないのですが大丈夫ではないでしょうか。話は進めてもいいと思いますけど、どうですか。他の皆さんが、よければ進めてもいいのと思います。どうですか皆さん。

○先田局長

この件は県を通じて返金になるので、申請は上げていて金額とかも確定しているのですが、書類上返信がまだ届いていない状況です。

○村山委員

問題が発生しなければ別に構わないと思います。

○野村会長

書類の申請は進んでいますので、その点を考慮していきたいと思います。それでは、すべて一緒に採決をしたいと思います。許可して賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

賛成多数ですので、許可をしたいと思います。

次にいきます。議案の第 43 号。農地法第 5 条の規定による許可について、農地法第 5 条の規定による許可申請書受理したので、次の通り審議をお願いします。説明をお願いします。

○先田局長

申請番号 1 番、畑の所在が出花泊り〇〇。畑。農振除外済。1,982 m²。渡人が出花字の〇〇氏。受人が株式会社〇〇。ニホンウナギの施設として挙げてあります。申請事由としまして、伊延字にある沖永良部研究室においてニホンウナギの種苗人工生産開発を行っており、規模拡大の為の施設増設の用地として申請ということです。この畑は渡人〇〇氏と申請番号 2 番の渡人〇〇氏と申請番号 3 番の渡人〇〇氏との合計 3 名の合同申請で、以前にも申請を上げて許可をしていたのですが、県の常設審議会にかける時に申請番号 1 番の渡人〇〇氏の父親がもともと所有者だったのですが、所有者が亡くなったことで一旦取り下げてあったものを、今回の渡人〇〇氏にすべて権利を譲るということで遺産分割が整いましたので、改めて今回上げてきているところです。資料の方に許可申請書があります。申請番号 1 番、2 番、3 番の全部で 5 筆ありまして、8,467 m²。22 ページを見ていただくとわかると思うのですが、この中に水産事業部研究施設や、管理事務所、駐車場を作る予定になっております。これも前にも申請上げて、許可が出ていた分を改めて上げてきているところです。これについては研究施設及び養殖を行うということで、将来的にはここでちょっと大きなウナギを生産したいという、意欲を持っているようです。以上になります。

○野村会長

何か質問ありますか。

(なしの声)

ないようなので、採決をしたいと思います。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

多数賛成ですので、許可をします。

次にいきます。

議案の第 44 号、農地中間管理の推進に関する法律第 18 条及び 19 条第 3 の規定による農用地利用集積等促進計画について。農用地利用集積計画（案）についての審議をお願いします。説明をお願いします。

○先田局長

令和 8 年 2 月 28 日開始の契約について、内城字集積が 7 件。更新等が 5 件。新規が 6 件。新規契約のみ説明します。

申請番号 2 番、根折蘇鉄当原〇〇。畑。1,872 m²。他 1 筆。合計 2 筆で 3,514 m²。根折字の〇〇氏から根折字の〇〇氏への使用貸借契約。期間が令和 8 年 2 月 28 日から令和 14 年 2 月 27 日までの 6 年間です。

申請番号 3 番、根折堀切原〇〇。畑。1,375 m²。他 2 筆。合計 3 筆で 6,840 m²。根折字の〇〇氏から根折字の〇〇氏への賃貸借契約。期間が令和 8 年 2 月 28 日から令和 14 年 2 月 27 日までの 6 年間です。

申請番号4番，国頭白石〇〇。畑。1,074 m²。国頭字の〇〇氏から国頭字の〇〇氏への賃貸借契約。期間が令和8年2月28日から令和14年2月27日までの6年間です。

申請番号5番，永嶺阿佐野当り〇〇。畑。268 m²。千葉県千葉市在住の〇〇氏から永嶺字の〇〇氏への賃貸借契約。期間が令和8年2月28日から令和23年2月27日までの15年間です。

申請番号7番，伊延伊延原〇〇。畑。2,171 m²。他6筆。合計7筆で10,895 m²。伊延字の〇〇氏から国頭字の〇〇氏への賃貸借契約。期間が令和8年2月28日から令和13年2月27日までの5年間です。

申請番号9番，喜美留波取〇〇。畑。278 m²。他5筆。合計6筆で2,172 m²。喜美留字の〇〇氏から喜美留字の〇〇氏への賃貸借契約。期間が令和8年2月28日から令和14年2月27日までの6年間です。

以上「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項」に規定するすべての要件に該当するものと判断いたします。審議のほどよろしく申し上げます。

○野村会長

申請番号2番，3番。山田(定)委員申し上げます。

○山田(定)委員

申請番号2番，3番はみなしの解消です。

○野村会長

申請番号4番。事務局申し上げます。

○先山主査

申請番号4番は受人〇〇氏の父親との契約の更新でしたが，父親が亡くなった後も父親の名前のまま耕作していたので今回受人〇〇氏は認定農業者で新規の契約になりました。

○野村会長

申請番号5番はみなしの解消です。
次，申請番号7番。事務局申し上げます。

○先田局長

契約者，当人が農業委員会窓口へ来て，契約手続きを行ったため，あっせん委員調査員はなしとなっております。

○野村会長

申請番号9番。大里委員申し上げます。

○大里委員

申請番号9番の渡人〇〇氏が，前回の定例総会の際に，売りと貸しのあっせんが出ていました。畑の中に1筆，兄妹の畑で5条の取り下げが終わりましたので兄妹の畑1筆は一応，使用貸借という形での契約にして，残り渡人〇〇氏の畑5筆を賃貸借契約で受人〇〇氏に話を持って行き，売りのあっせんも出ていたので，のちのちは買ってもいいですよということで確認を取ってあります。受人〇〇氏は，バレイショ，サトウキビを規模拡大して今頑張っているところで，問題はないと思いますよろしく申し上げます。

○野村会長

それでは，質問を受けたいと思います。質問なんかありますか。

○大福委員

審議とは関係ないのですけれども、この開始日が令和8年2月28日となっていますけど、普通でしたら3月1日が開始と思うのですけど、2月はこうなるのですか。

○先山主査

契約開始日は、農地バンクで定めた日（原則毎月1日）とするとなっており、1月は貸付開始日を12月31日（旧経営転換協力金の関係）、3月は貸付開始日を2月28日（地域集積協力金の申請の為）、4月は貸付開始日を3月31日（年度内申請に対応する為）で1月、3月、4月に限り開始日が異なります。

○野村会長

よろしいですか。それでは採決をしたいと思います。許可して賛成の方の挙手をお願いします。

（多数挙手）

多数賛成ですので許可をしたいと思います。

それでは次にいきます。議案の第45号農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について。農地移動適正化あっせん事業実施要領第9に基づくあっせん申し出があったので、別紙のとおり提出する。併せてあっせんの委員の選任を求めます。説明をお願いします。

○先田局長

買いたいのあっせん申し出です。

整理番号1番、国頭長畠〇〇。畑。2,788㎡。他2筆。合計3筆で4,395㎡。申し出者が国頭字の〇〇氏。希望価格は〇〇円～〇〇円です。

続いて、貸したいのあっせん申し出です。

整理番号1番、土地の所在が瀬名玄寺〇〇。畑。2,763㎡。他3筆。合計4筆で10,285㎡。申し出者が、京都府京都市在住の〇〇氏、希望価格が相場です。

続いて、借りたいのあっせん申し出です。

整理番号1番、土地の所在が西原。面積が10,000㎡。申し出者が西原字の〇〇氏、希望価格が相場です。以上です。

整理番号2番、土地の所在が出花、上手々知名、手々知名。面積が8,000㎡。申し出者が伊延字の〇〇氏、希望価格が相場です。以上です。

○野村会長

買いたいのあっせん整理番号1番。あっせん価格はいくらですか。東委員をお願いします。

○東委員

あっせん価格は〇〇円から〇〇円をお願いしたいと思っています。

○野村会長

今井委員、新里委員よろしいですか。

（はいの声）

あっせん価格は〇〇円から〇〇円。あっせん委員は国頭の3名でお願いします。貸したいのあっせん。事務局をお願いします。

○事務局辻井

申出者〇〇氏の畑をみなし耕作していた方が亡くなり、畑の刈り取りが終わり次第、別の方で契約希望との事でした。申出者〇〇氏も相続後の所有者で島外の方です。ご自身の相続の届出書類と一緒に貸したいのあっせんの申出も出していただきました。

○野村会長

そういうことなのですが、この地図を見て、離れている1筆はみなし耕作していた方が別の人と交換して耕作しているので、あっせんする時に確認してください。それではあっせん委員は瀬名と内城をお願いします。あっせん価格は村山委員どうですか。

○大江委員

その畑の横を借りているのですがそれが〇〇円です。

○野村会長

わかりました。情報提供ですね。はい。今井委員。

○今井委員

会長のお話で別の人がみなしで耕作されているとの事でしたので、その人にお話しをしてもいいのでしょうか。

○野村会長

お願いします。

○野村会長

あっせん価格は〇〇円から。あっせん委員は瀬名と内城と今井委員の3名でいきたいと思えます。あっせん名簿を基準に紹介をしてください。お願いします。

次、借りたいのあっせん。整理番号1番のあっせん委員は西原と出花の2名でお願いします。畑が決まってからでないと正式にあっせん価格は出ないですが、〇〇円を参考にお願いします。

整理番号2番のあっせん委員は出花と上手々知名と手々知名の3名でお願いします。あっせん価格は〇〇円を参考にお願いします。

次にいきます。議案47号非農地証明書の発行について、下記の者から非農地証明願いを受理したので、調査員による現地調査内容報告に基づいて審議をお願いします。報告をお願いします。

○先田局長

非農地証明の発行についてということで、和泊町の方から上がってきております。畑の所在が大字和新村〇〇。登記地目が畑ですが、現況地目は雑種地。面積4,801㎡。隣の大字和新村〇〇。登記地目が畑ですが、現況地目は原野。215㎡。非農地に至った理由としまして、申請地は表土が浅く耕作に不向きな土地で平成7年10月25日に、前所有者から倉庫とあわせて和泊町が譲り受けた。以前から土地の状況が原野状態であったため登記簿地目を確認せずに、資材置き場として使用していたということです。この非農地証明書を発行するに当たりの交付基準がありますのでそちらの方で説明したいと思います。

(交付基準の(6)朗読)

続いて48ページが上から見た図ですね。和泊から和字の方に向かって右手に以前からこちらの土木課の倉庫、資材置き場として使用されておりました。詳しい写真は1から7番目です。もう全く畑としては使用できない状態になっております。以上、審議の方よろしくをお願いします。

○野村会長

何か質問がありますか。

(なしの声)

それでは採決をしたいと思います。非農地判断に賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

多数賛成ですので、判断をしたいと思います。

次は報告で合意解約報告と相続の報告ですので、後で目を通してください。

これで議案を終わりますが何かありましたらお願いします。

(なしの声)

ないようですので、これで終わります。次回は1月23日、9時から行います。議案の締め切りが1月15日、現地確認が16日。発送が20日となります。以上です。

令和7年 月 日

会 長 _____ .

署名委員 _____ .

署名委員 _____ .